福島県喀痰吸引等研修（第三号研修）の修了証明書に関する取扱要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、「福島県喀痰吸引等研修（第三号研修）実施要綱」に基づき、福島県が実施した研修に関する修了証明書の交付について定めるものとする。

（対象）

第２条　この要綱で対象とするのは次に掲げる研修とする。

　一　福島県喀痰吸引等研修（第三号研修）（福島県喀痰吸引等基本研修（特定の者）のみの場合を含む）

（証明書交付申請）

第３条　研修修了者が証明書の交付を受けようとする場合は、喀痰吸引等研修事業修

了証明申請書（様式第１号）に必要事項を記入の上、福島県証明事務手数料条例（平成

２３年福島県条例第３号。以下「条例」という。）の規定に基づき所要の福島県収入証紙を貼り付け、知事に申請するものとする。

２　証明書の交付申請は、原則として申請者が県庁へ来庁して本人であることが確認できる書類を提示して行うものとする。

３　申請者が来庁できないやむを得ない理由がある場合には、申請者の代理人による申請や、郵便等による申請も可能とする。

４　代理人による申請をしようとする場合には、申請書に申請者の代理人であることを証する書面を添付するものとする。

５　郵便等の方法による申請をしようとする場合には、申請書に申請者本人であることを証する書面等の写しを添付するものとする。

　　また、返信に必要な金額の郵便切手を貼付し、送付先を記載した返信用封筒を申請書提出の際に同封するものとする。

（証明書の交付）

第４条　知事は、申請書の内容を審査し、修了証明書（様式第２号）を交付するものとする。

（手数料の免除）

第５条　条例第５条による手数料の免除は、免除を受けようとする者の申請に基づいて知事が行うものとする。

（手数料免除申請）

第６条　条例第５条により手数料を免除する者は次に該当する者とし、申請書を提出する際に、証明事務手数料免除申請書（様式第３号）及び添付書類を提出して行うものとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 申請により手数料を免除する者 | 添付書類 |
| 生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）第６条第１項に規定する被保護者 | 被保護者であることを証する書類の写し |

（収入証紙）

第７条　証紙収入に係る取扱いについては、福島県財務規則施行通達（昭和４１年総務部長依命通達）第３章第３８条関係の３によるものとする。

　　　附　則

　この要綱は、平成２５年１１月２１日から施行する。

　　　附　則

　この要綱は、平成２６年１１月１２日から施行する。

様式第１号（第３条関係）

福島県

収入証紙

貼付欄

喀痰吸引等研修事業修了証明書申請書

　下記の研修を修了したことを証明願います。

記

１　研修修了者氏名及び生年月日

（氏名に変更がある場合には、戸籍抄本の写し等の申請者と同一人であることを証明する書類を添付してください。）

　（１）氏　　名

　（２）生年月日

２　修了した研修

　（１）研修名

　（２）修了年月日

３　証明書が必要な理由

　　　　　　年　　　月　　　日

　福 島 県 知 事　 様

　　　　　　　　　　申請人　郵便番号

　　　　　　　　　　　　　　住　　所

　　　　　　　　　　　　　　氏　　名　　　　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　　　　電話番号

※福島県収入証紙に割印を押印しないこと。

様式第２号（第４条関係）

修　了　証　明　書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（氏　　　　　　　名）

　上記の者は、　　　　（研修名）　　　　　　を下記のとおり修了したこと

を証明します。

記

１　修了年月日　平成　　年　　月　　日

２　修了証書番号　第　　　号

　　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　 　　 　　福 島 県 知 事　　印

様式第３号（第６条関係）

証明事務手数料免除申請書

　下記の事由により証明事務手数料を免除してください。

記

　免除申請の理由

　　　　　年　　月　　　日

　　　福島県知事　様

　　　　　　　　　　申請人　郵便番号

　　　　　　　　　　　　　　住　　所

　　　　　　　　　　　　　　氏　　名　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　　　　電話番号